

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに社会的な存在として認められ、共感を得られる経営を目指しており、各ステークホルダーに対する企業価値を高めることを経営の基本方針としています。当方針に基づき、「企業と生活者を結ぶ情報の橋渡し役として社会生活の向上と文化の発展に寄与する」という社会的責任を果たすべく、内部管理(マネジメント)と外部報告(コミュニケーション)、すなわち内部統制体制と情報開示体制の強化が重要であるとの認識のもと、「(1)適時適切な情報開示をとおした経営の透明性確保、(2)株主に対する説明責任を重視した経営、(3)厳正な企業経営と効率的な企業運営体制の構築」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めていきます。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
渡辺 静二郎	1,022,000	16.81
株式会社ぐりーん企画	980,000	16.12
セーラーグループ社員持株会	558,000	9.18
株式会社香川銀行	260,000	4.27
工藤 信仁	220,000	3.61
セーラー広告取引先持株会	212,000	3.48
セーラー広告株式会社	189,659	3.12
植村 貴好	117,000	1.92
株式会社百十四銀行	100,000	1.64
東京海上日動火災保険株式会社	100,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は2011年3月末現在です。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は会社法および金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結し、会計監査を受けています。監査役は監査法人から監査結果の提出を受け、財務報告にかかる内部統制に関するリスク評価などについて報告を受けるほか、監査重点項目についても説明を受けています。

社外監査役2名は、取締役会および経営会議に出席し、議事録、計算書類、その他重要書類等の閲覧を行なったうえで、常勤監査役による監査情報を聴取することによって、グループ全体に亘る状況の把握に努めています。また、内部監査人および監査法人の監査方針や実施計画書を閲覧し、監査結果等に関して適宜意見を聴取しています。

専任者1名で構成している内部監査室は、代表取締役社長直属の部署として、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査役および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めています。

なお、監査法人および監査に従事する監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山本 純	税理士									○
藤本 邦人	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山本 純	○	同氏は山本純税理士事務所代表を務めています。	<p>&lt;社外監査役として選任した理由&gt; 同氏は税理士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有しており、税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任しました。</p> <p>&lt;独立役員として指定した理由&gt; 同氏は、当社と人的関係、資金的関係、取引関係、その他利害関係が無いうえ、税理士として企業税務に精通し、多くの企業経営に携わってきた経験等から、当社取締役の職務執行の妥当性を客観的な立場から監督することのできる十分な見識を有していると判断し、独立役員として指定しました。</p>
藤本 邦人		同氏はアローズ法律事務所に所属し、香川県弁護士会常議員を務めています。	<p>&lt;社外監査役として選任した理由&gt; 同氏は弁護士としての専門的見地に基づく経営に関する高い見識を有しており、弁護士としての専門的な見識・経験等を当社監査体制に活かしていただくため社外監査役に選任しました。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の昇給は、会社業績並びに担当業務の業績評価により社員の昇給率を参考に取締役会によって決定しています。また、必要に応じて、取締役会において、臨時に業績、その他の理由により減額または一時払いとすることがあります。

なお、当社は従業員に対してストックオプションとしての新株予約権を付与していますが、その内容は以下の「ストックオプションの付与対象者について」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者 更新

従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより企業価値の向上に資することを目的として、会社法第238条および第240条の規定、ならびに、平成22年11月26日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行しました。なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり162,000円、権利行使することができる期間は平成24年11月27日から平成27年11月26日までです。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令に従い役員報酬の開示を行っています。

なお、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における報酬額は以下のとおりです。

取締役を支払った報酬 75,245千円 (うち社外取締役に支払った報酬 一 千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で決定した取締役、または、監査役に関する報酬総額に基づき、取締役会において、個々の役員報酬については社長の報酬額を基準として決定しています。また、役員報酬の昇給は、会社業績並びに担当業務の業績評価により社員の昇給率を参考に取締役会によって決定し、取締役会において、臨時に業績、その他の理由により減額または一時払いとすることがあります。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会および経営会議の議題は事務局である総務本部が事前に社外監査役にも通知し、会議資料は全て社外監査役にも提出、必要に応じて説明を行っています。また、社内通達事項やその他重要事項等についても全て通知し、必要の都度、その内容について総務本部長が説明を行っています。内部統制につきましては、総務本部長が評価結果等に関する資料を提供し、必要に応じて説明を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### ○取締役および取締役会

取締役は4名です。取締役会は毎月2回開催し、監査役の出席のもと、経営に関する重要事項の報告および決議を行っています。取締役会には、連結子会社社長の出席を要請し、当社取締役と併せ事業場ごとの状況報告を求めています。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、取締役の1年任期制を採用しています。さらに、取締役の人事、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしています。

### ○監査役および監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役は3名で、うち1名が常勤監査役、残り2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役の条件を満たす者です。監査役は、毎月2回開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しています。また、当社は平成20年6月から監査役会を設置し、毎月開催する監査役会において全監査役出席のもと監査に関する重要事項の協議等を行っています。なお、連結子会社3社(株式会社あわわ、アド・セイル株式会社、株式会社ゴング)および非連結子会社の監査役は当社特別顧問が全て兼務しており、グループに亘る経営監視体制を強化しています。

### ○経営会議

当社は、取締役会とは別に、業務執行上の重要案件について幅広い層から意見を聴取することを目的として経営会議を開催しています。取締役および監査役で構成する経営会議は、毎月2回取締役会と同日に開催し、重要事項の報告および審議を行い、業務執行における重要事項の意思統一を図っています。また、必要により連結子会社社長およびその他幹部社員の出席を要請しています。

### ○コンプライアンス委員会

当社コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役3名、監査役1名、内部監査員1名および事務局1名で構成しています。業務執行部門から独立した立場で、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議によって、より実効性の高い法令遵守体制の構築を目指しています。

### ○リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する重要事項の方針等については、経営会議を経て取締役会によりこれを決定しています。また、企業倫理に違反する行為に対する従業員からの通報や相談に応じる内部通報制度を導入し、グループ内リスクマネジメントへの意識向上とリスク最小化に努めています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

### ○平成23年3月期

当社は、グループ全体を管理する部門として総務本部を置き、総務本部長に、会社法第2条第15号の要件を満たす者ではありませんが、社外において長年にわたり企業経営に従事してきた者を就任させ、会計基準や経営判断の選択において、客観的な社外的見識を取り入れてきました。また、会社法第2条第16号に定める要件を満たす社外監査役には、企業経営・企業税務に精通した者を就任させ、毎月2回開催する取締役会および経営会議への出席を要請し、社外的な観点から適宜意見を徴求してきました。以上から、一般に、社外取締役に期待される取締役会の経営監督機能強化については、総務本部長および社外監査役がその機能を充分果たしてきたと判断しています。

### ○平成24年3月期

当社は、「会社の経営理念を共有し、営業現場における課題を熟知した人材が会社経営の意思決定をすべきである」との観点から、平成23年6月28日開催の第60回定時株主総会において、迅速な意思決定を可能とするために取締役を2名減員し、取締役を4名としました。また、取締役会の意思決定が偏ることのないよう、同株主総会において、弁護士および税理士の資格を有する者2名を社外監査役として選任し、法務および税務に関する客観的知見を迅速に経営に活かすことのできる体制としました。さらに、社内監査役1名は、社内状況等に精通しており、2名の社外監査役と連携を図ることによって経営から独立した立場で客観的な監査が実施できると考えています。以上から、当社は社外取締役を選任しておりませんが、今後につきましても、上記体制を機能させることによって取締役会の経営監督機能強化については充分確保できると判断しています。

### ○社外監査役が当社の企業統治において果たす機能および役割

当社の社外監査役は2名で、社外監査役山本純は、税理士として企業税務に関する相当程度の知見を有する者であり、社外監査役藤本邦人は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有する者です。当社は、両名に対して、専門的見識からの意見表明だけでなく、社内常識の形骸化によって生じるおそれのある内部統制リスク等に関してリスク管理体制について客観的な評価を求めています。

### ○社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社役員は取締役4名および監査役3名で、うち2名が社外監査役です。一般的に、コーポレート・ガバナンスの充実に求められる取締役会の監督機能強化や透明性の高い公正な経営監視体制の確立については、企業規模あるいは役員の数からみても、現在の社外監査役の選任状況で充分機能すると判断しています。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様にご覧いただけるよう、毎年株主総会招集通知の早期発送に努めており、平成23年6月28日開催の第60回定時株主総会招集通知は、平成23年6月9日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を株主様と経営陣との重要なコミュニケーションの場と位置付け、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、毎年6月25日を基準として以降30日までの間に開催しています。なお、平成23年6月実施の定時株主総会は6月28日に開催しました。
その他	定時株主総会に係る議決権行使結果は臨時報告書として開示しています。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIR情報サイトに決算情報をはじめ適時開示資料を中心に掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名 総務本部人事総務部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社倫理規範第5条(情報開示と透明性)に「私たちは、幅広いステークホルダーに、必要な企業情報を適時・適正に開示し、透明性を高めます。」と定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	広告会社の社会的責任である『広告活動とおした地域貢献』を達成するために、地元物産や地元観光地を周知するキャンペーン活動を、香川県、愛媛県、岡山県などの官公庁から雇用対策事業として受託し、地元企業としてのCSR活動に取り組んでいます。



## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### ○内部統制システム構築の基本方針について

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」および「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めています。

### 1 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、以下(1)から(8)について定める。

- (1) 当社の社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し高い倫理規範を持って行動する。
- (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りにも努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会または経営会議に報告する。
- (3) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとらして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監督する。
- (4) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- (6) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
- (7) グループ内すべての取締役、監査役、執行役員および使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
- (8) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき法令および定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制として、以下(1)から(3)について定める。

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 第1項に係る事務は総務本部人事総務部が所管し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について継続的な改善を行う。
- (3) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に対して監査を行い、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、以下(1)から(6)について定める。

- (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- (2) グループ内リスク管理体制強化のため、総務本部内に内部統制担当者を置き、内部統制担当者は、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- (3) 販売先、仕入先、銀行、関係会社との取引は、業務分掌・職務権限表、稟議規程、営業管理規程、経理規程、関係会社管理規程、文書管理規程に基づいて行い、総務本部長を責任者として管理の事務局は総務本部が行う。
- (4) 重要情報の適時開示を果すため、取締役は、会社の損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または経営会議に報告し、取締役会または経営会議において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。また、必要がある場合、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めたチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止体制を整えることとする。
- (5) 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
- (6) 内部監査責任者は内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として以下(1)から(4)について定める。

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月2回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、取締役および監査役から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととし、経営会議は取締役会同様月2回、同日に開催する。
- (2) 取締役の業務執行については、取締役会規程、役員規程、稟議規程、業務分掌・職務権限表、執行役員規程に基づきそれぞれの責任者およびその責任、執行手続等について定める。
- (3) 取締役がその業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続等の簡略化に努め、必要あるときは総務本部からの助言を得る。
- (4) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

### 5 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、以下(1)から(4)について定める。

- (1) 当社の社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査責任者は内部監査規程に基づき監査を実施する。
- (3) 当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は総務本部が行い、知り得た情報は遅滞なくコンプライアンス管理責任者である総務本部長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
- (4) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。

### 6 当社およびその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下(1)から(4)について定める。

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は総務本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である総務本部長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
- (2) 内部監査責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査役へ報告する。
- (3) 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して報告しなければならない。また、企業集団全体に関する会議へ参加しなければならない。
- (4) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

### 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。ただし、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。

## 8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得たうえで取締役会が決定する。

## 9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、監査役監査規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。

また、企業集団において重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。

## 10 その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制として、以下(1)から(4)について定める。

(1) 内部監査責任者は、内部監査規程及び監査役監査規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施にあたっては、監査役と堅密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。

(2) 内部統制担当者は、監査役と堅密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。

(3) 監査役監査事務に不都合がある場合は総務本部においてこれを補助する。

(4) 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

## 11 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4の定めに基づき、財務報告の適正性を確保するための体制として、以下(1)から(6)について定める。

(1) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。

(3) 内部統制担当者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。

(4) 上記(1)から(3)に掲げる方針および手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。

(5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

(6) 財務報告に係る内部統制システムの具体的な整備および運用に関しては、「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める」ことを基本的な考えとしています。

また、当社グループ倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、会社からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、グループを挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務本部を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しています。

(2) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当しない場合でも、相手方の人相、風体、話しぶり等によって疑念が生じた場合は、総務本部長に相談することとしています。

(3) 対応マニュアルの整備状況

当社は、社内イントラネット上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としています。

(4) 社内啓蒙活動

当社は、総務本部が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っています。



## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針については、現在の株主構成等を鑑み、新株予約権をあらかじめ発行するような防衛策(ライツプラン)等のいわゆる買収防衛策は現時点では導入していません。  
なお、かかる事態が生じた場合は、代表取締役をとおして取締役を招集し、対策等を協議します。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

### ○適時開示体制

当社は、総務本部を適時開示担当部署とし、当社各部署および子会社に関する重要な「決定事実」、「発生事実」および「決算情報」を総務本部長である情報開示担当責任者に集約させ、当社グループ全体に関わる会社情報の適時適正な管理と把握に努めています。会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりです。

#### (1) 決定事実

当社の重要な事実については、毎月2回開催する経営会議において各取締役の報告のもと十分な審議を行った後、同日開催する取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会において決定しています。また、子会社における決定事項は子会社社長により情報開示担当責任者に報告され、情報開示担当責任者は、当該内容を代表取締役社長または取締役会へ報告しています。情報開示担当責任者は、取締役会において決定あるいは報告された重要事実について、大阪証券取引所適時開示等の規則に定められた事項を判断基準に公表の是非を検討、重要な決定事実であると判断した場合、速やかに情報開示部署をとおして開示しています。

#### (2) 発生事実

当社の重要な事実が発生した場合、発生事実認識部署は担当取締役経由で情報開示担当責任者へ報告しています。子会社において当該事実が発生した場合も、子会社社長が同役員へ報告しています。情報開示担当責任者は、当該内容を代表取締役社長または取締役会へ報告し、公表の是非を検討した後、重要な発生事実であると判断した場合、速やかに情報開示部署をとおして開示しています。

#### (3) 決算情報

当社経理部でとりまとめた当社決算情報は、法令等に定められた手続に則り、監査法人および監査役等の監査を経て取締役会へ付議され、取締役会がこれを承認しています。子会社において承認された決算情報は、情報開示担当責任者をとおして取締役会へ報告されています。公表に値する決算情報については、情報開示担当責任者の指示に基づき情報開示部署をとおして速やかに開示しています。

